



令和5年度第6回県保健医療計画推進会議 資料4

協議：地域医療介護総合確保基金（医療分） 令和6年度神奈川県計画策定について

目次

1. これまでの経過
2. 令和6年度計画に係るアイデア募集の結果概要
3. 審査会の開催結果概要
4. 予算査定の結果
5. 令和6年度基金要望額 及び 事業のご案内
6. 今後のスケジュール



1. これまでの経過

- 令和6年度計画へ位置付ける**事業のアイデア募集（県HPの電子申請システムによる募集及び県医師会等関係団体への意見照会）を実施。**
- その後、事業担当課(グループ)により、募集結果の事業化検討の後、審査会を開催（令和4年度から実施）し、予算査定に向けた調整を行った。
- 現在、令和6年度計画策定に係る事前調査票の国への提出に向けた準備を行っている。

【年間スケジュール】



2. 令和6年度計画に係るアイデア募集の結果概要

- 令和6年度から実施する事業計画（医療分）の策定にあたって参考とするため、県民の皆様や、医療・介護などの関係団体の方々から、これからの神奈川県での医療・介護サービスの提供体制の充実に向け、4つの分野において取り組むべき事業のアイデア募集を実施
 - 1. 病床の機能分化・連携（区分Ⅰ）
 - 2. 在宅医療の提供体制の整備・充実（区分Ⅱ）
 - 3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成（区分Ⅳ）
 - 4. 勤務医の働き方改革の推進（区分Ⅵ）
- 実施期間 令和5年5月17日～7月17日まで
- 募集方法 県のホームページから電子申請フォームで受付


応募件数	【応募事業を各事業区分に振り分けた結果】			
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅳ	区分Ⅵ
<u>31</u>	9	10	11	1

3. 審査会の開催結果概要について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の積極的な活用に向けて、医療課長を座長とした審査会を開催（8月15・25日）。結果、7事業について新規（拡充）事業として要求することとなった。

応募件数	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅳ	区分Ⅵ
31	9	10	11	1

【仕分け基準】

- 
- A：取り組むべき事業（令和6年度当初予算で新規事業として要求）**
 - B：取り組むべき事業（令和6年度当初予算で既存事業を拡充して要求）**
 - C：既存事業と同内容（国庫補助事業・一般財源事業）
 - D：既存事業と同内容（基金事業）
 - E：実施を見送る事業※

A	B	C	D	E
<u>5</u>	<u>2</u>	1	2	21

※事業が採択できなかった理由

- 県からの支援終了後の事業の持続性
- 事業主体と関係機関の役割分担や財源負担
- 医療機関の個別事情によるもの

こうしたことに課題が残るため、地域医療構想に資する取組として事業化が困難と整理し、事業実施を見送った。

4. 予算査定の結果概要について


予算査定の結果、7事業（計313,637千円）について令和6年度当初予算に位置付ける（拡充事業も含む）こととなった。

区分	事業名	予算額（千円）	事業概要
I	【新規】慢性腎臓病診療連携事業費補助	2,616	横浜市大附属病院が実施する、受診勧奨実施支援モデルの構築の取組に対して補助を行う。
II	【拡充】地域在宅医療推進事業費補助	7,168	県医師会が地域の医師会と連携して行う、在宅医療の推進に資する事業に対して補助を行う。既存事業の枠組みの中で、実施
II	【新規】在宅医療退院支援強化事業費補助	42,240	診療所等が退院支援に積極的に取組む際に、必要となる事務員の人件費等に対して補助を行う。
II	【新規】在宅医療提供体制整備費補助	45,600	新たに在宅医療に参画する又は在宅患者の一層の受入強化に取り組む医療機関に対して、医療機器整備の補助を行う。
IV	【拡充】地域医療支援センター運営費	39,383	同センターを運営し、県内の医師不足病院等を把握・分析し、医師確保の支援等を行う。既存事業の枠組みの中で、実施

4. 予算査定の結果概要について

区分	事業名	予算額 (千円)	事業概要
IV	【新規】看護業務等ICT導入支援事業費補助	172,800	看護業務の効率化・省力化に資するICT機器の導入経費に対して一部補助を行う。
IV	【新規】看護補助者確保事業費	3,830	県内看護補助者の実態調査・分析及び看護補助者の確保策の作成委託を行う。

【参考】昨年度の実績

事業化		応募件数	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅳ	区分Ⅵ
9		51	12	23	16	0

5. 令和6年度基金要望額及び事業のご案内について

- アイデア募集及び予算査定を経て、新規事業化及び既存事業拡充を行い、令和6年度については、6,182,063千円を国へ要望する予定。 (千円)

事業区分 (事業区分間の流用は不可)	令和6年度計画 要望額	【参考】令和6年度 基金執行予定額	【参考】 前年度予算額
I - 1 病床機能分化・連携	2,682,714	1,732,044 (※1)	1,709,202
I - 2 病床機能再編支援	0	0	0
II 在宅医療	354,414	354,414	271,649
IV 医療従事者確保	2,264,499	2,570,862 (※2)	1,808,348
VI 勤務医労働時間短縮	880,436	1,386,650 (※2)	0
計	6,182,063	6,043,970	3,789,199

※1:一部事業において、R6で2か年分を積み立てて、R7まで整備する。

※2:一部過去の積立額を用いて事業を実施

【参考】令和6年度実施事業の概要

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組み等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図<区分ごとの概略> R6年度事業総額: 6,043,970千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(1,732,044千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助
- ・病棟等転換準備経費支援事業
- ・再整備事業(川崎・県西)【一部新規】
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助(横須賀・三浦)【新規】
- ・緩和ケア病棟整備事業費補助
- ・慢性腎臓病診療連携事業費補助【新規】

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(354,414千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助【新規】
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・整備費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・在宅医療退院支援強化事業費補助【新規】
- ・在宅医療提供体制整備費補助【新規】

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(2,570,862千円)

- 医師**
- ・地域医療支援センター運営費【拡充】
 - ・地域医療医師修学資金貸付事業費
 - ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
 - ・産科等医師修学資金貸付事業費

- 歯科**
- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・院内保育事業運営費補助
- ・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助
- ・看護業務等ICT導入支援事業費補助【新規】
- ・看護補助者確保事業費【新規】

追加

- ・医療機関食材料費高騰対応費【追加】

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(1,386,650千円)

- ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助
- ・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助 他1事業【追加】

【既存】回復期病床等転換推進に関連した2事業について

【趣旨・目的】

- 回復期病床等の不足する病床機能への転換を図る医療機関の「**施設整備費**」及び「**人件費等**」に対して補助することにより、**回復期病床等の増床**を図る。

【事業概要】

事業	回復期病床等転換施設整備費補助	病棟等転換準備経費支援事業
対象経費	病床開設のために必要な新築・増改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費（補助率3/4）	回復期病床への転換に伴い発生する 準備経費（補助率3/4） <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の訓練期間中の人件費 ・ 職員募集、普及啓発に係る経費
補助単価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築増改築：5,677千円/床（+1,137千円） ・ 改修(増床)：3,965千円/床（+ 632千円） ・ 改修(転換)：5,677千円/床（+2,344千円） 	567千円/床（転換前6カ月に発生する経費に限る）

R5から増額

ここがポイント

- ✓ **施設整備費補助は、R 5 から補助単価を増額。**
- ✓ **改修(転換)に係る整備費補助の単価は、時限的に（R7まで）更に増額。**
- ✓ **新規事業を活用すれば最大1床あたり4,683千円の補助が可能**
- ✓ **R 4と比較して最大1.9倍の補助額であり、47都道府県で最大。**

2事業活用時の補助単価

- ・ 新築増改築：6,244千円/床（4,683千円）
- ・ 改修(増床)：4,532千円/床（3,399千円）
- ・ 改修(転換)：6,244千円/床（4,683千円）

※（ ）内は実際の補助額

【新規】在宅医療退院支援強化事業費補助について

【趣旨・目的】

在宅医療を担う診療所及び訪問看護ステーション（以下「診療所等」という）が「退院支援」に積極的に取り組むために必要となる人件費に対して補助を行うことで、入院医療から在宅医療への円滑な移行を促進し、増大する在宅医療需要に対応する。

【事業概要】

補助対象	退院時共同指導に新たに取り組むまたは拡充する計画を示している診療所・訪問看護ステーション		
対象経費	(1) 医療事務作業補助者の募集・雇用に係る経費 (2) 雇用後の研修期間として最大3か月の人件費相当額		
補助率	3 / 4	基準額	(1) 848千円 (2) 304千円

事業のねらい

- ✓ これまで、「退院支援」に係る取組を実施できておらず、第8次保健医療計画から新たに導入する「ロジックモデル」に基づき、退院調整・退院指導に係る施策を行っていく必要がある
- ✓ 在宅医療現場へのヒアリングから、診療以外の仕事も医師が行っていることから、医師の負担が課題であることや、地域によっては一部の診療所が許容を超える患者を抱えている現状があり、事務員配置の支援が必要との声があったことを受け、当該事業を検討した

【新規】在宅医療提供体制整備費補助について

【趣旨・目的】

- ① 在宅医療に新規参入を図る医療機関の取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める
- ② 多職種で在宅患者を訪問・見守る取組に対して支援し、在宅医療提供体制の構築を進める

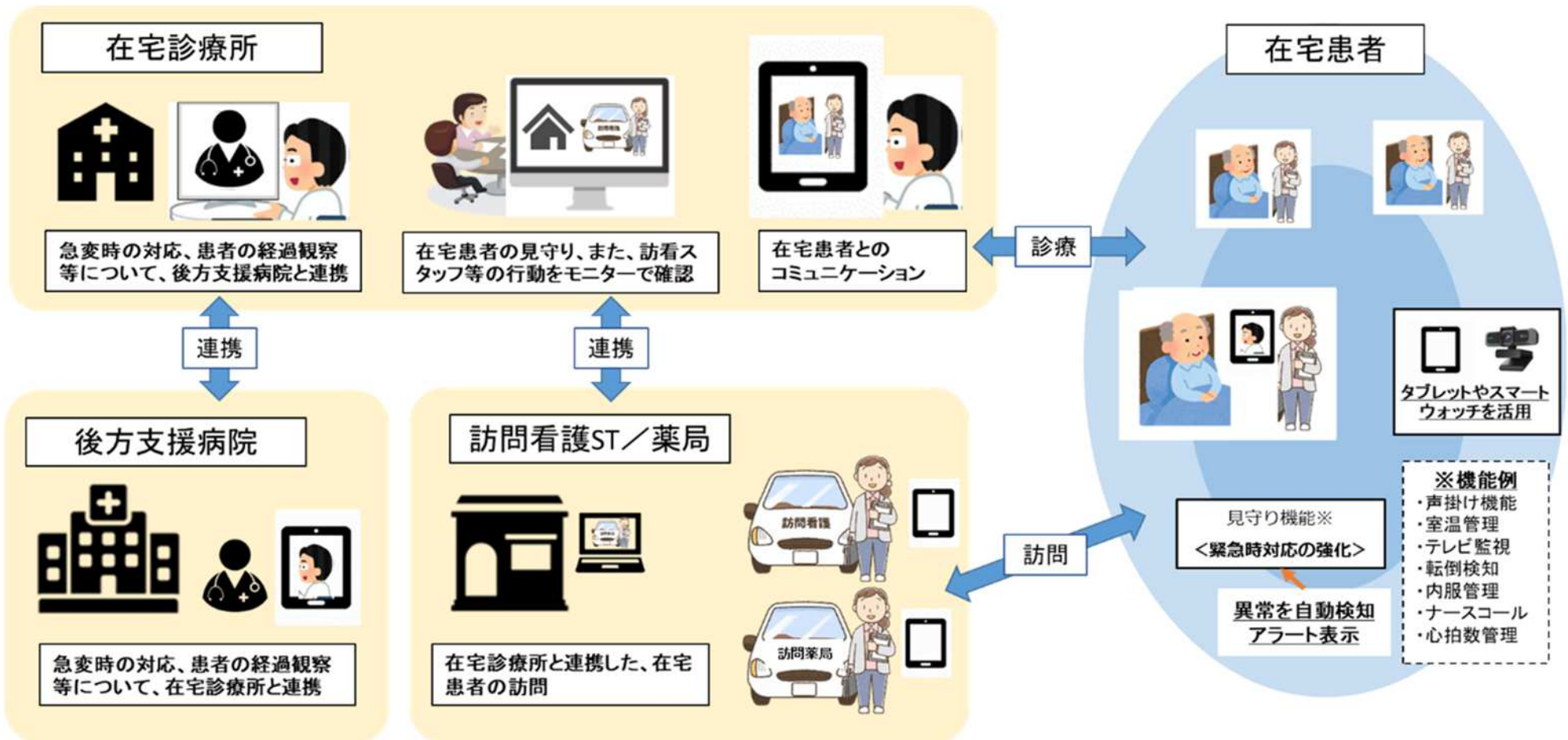
【事業概要】

項目	①新たに在宅医療に取り組む医療機関への補助	②すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 ○対象経費：在宅医療の提供に必要な医療機器 オンライン診療等に活用する情報通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取組みを行う医療機関 ア 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 イ 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕 ○対象経費：「オンライン診療等に活用する情報通信機器」
補助単価	○3,000千円／1箇所あたり	○ア：400千円・イ：5,000千円／1箇所あたり（いずれも補助率3/4）

事業のねらい

- ✓ **在宅医療における情報通信機器等の活用が求められており、具体的な取組例としては、「①対面診療の補完」「②訪問看護等と連携したD to P with N」「③多職種連携におけるネットワーク構築」等が考えられることから、こうした取組が促進されるよう行政としての支援を行う**

【参考】ICTを活用した多職種連携のイメージ



【既存】訪問看護ステーション等研修事業について

【趣旨・目的】

- ① 訪問看護ステーションが、訪問看護師を対象とした研修・実習を県内各地域で実施し、訪問看護の質の向上を図る
- ② 医療機関及び訪問看護ステーションに勤務する特定行為研修修了者を増やす

【事業概要】

事業	①教育支援ステーション事業費補助	②特定行為研修受講促進事業費補助
補助対象	対象：訪問看護事業に携わる法人格を有する事業所 地域：横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西 経費：訪問看護に関する実務研修経費及び訪問看護実習（同行訪問）経費（補助率3/4）	対象：県内医療機関及び訪問看護ステーション 地域：全県 経費：看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費（補助率1/2）
補助単価	・ 1,200千円／1箇所あたり	・ 350千円／1施設

事業のねらい

- ✓ ①訪問看護師は、「利用者の状況を、一人で・その場で判断、対応する」、「利用者の自宅での看護提供」、など、病院勤務とは異なるスキルを身に付ける必要があるが、小規模事業所や新規事業所は個々の教育が難しいことから、県が研修経費を支援
- ✓ ②医師の働き方改革の影響により、タスクシフトの取組の一つとして、特定行為研修の需要も高まっていると想定

【R5～】看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助について

【趣旨・目的】

看護職員の心身の負担軽減及びタスクシフトを図ることにより、看護職員のさらなる専門性の発揮、より質の高い医療提供を促進するため、入院患者の移動等の日常的支援をアシストする機器の導入に係る補助を行う。

【事業概要】

補助対象	県内に所在する病院の開設者		
対象経費	高齢福祉課の「神奈川県「介護ロボット導入支援事業」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器の導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費		
補助率	1 / 2	基準額	・移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援 2,000千円 ・上記以外 600千円
補助上限額	30,000千円		

事業のねらい

- ✓ 介護度の高い入院患者のいる医療機関に対し、介護ロボットの導入を支援することで看護職員のタスクシフトを図り、看護職員の心身における負担軽減効果を見込む。

【R6拡充】院内保育事業運営費補助について

【趣旨・目的】

病院等において子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備し、地域医療を支える医師・看護職員等の確保・定着を図るため、院内保育に係る運営費の一部の補助を行う。

【事業概要】

補助対象	県内に所在する病院の開設者（除：公立病院）
対象経費	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料
補助率	2 / 3
補助上限額	(ア) 保育士 1 人当たり 180,800円 （A型特例 1 人分補助、A型 2 人分補助、B型 4 人分補助、B型特例 6 人分補助） (イ) 24時間加算額 1 日当たり 23,410円（但し、保育士の配置数が 4 人以上の場合は、2 を乗じる。） (ロ) 休日保育加算 1 日当たり 11,630円 （但し、保育士の配置数が 4 人以上の場合は 2 を、6 人以上の場合は 3 を乗じる。） (ハ) 病児等保育加算 1 月当たり 187,560円 (ニ) 緊急一時保育加算 1 日当たり 20,720円 (ホ) 児童保育加算 1 日当たり 10,670円

R6年度より、従来の調整率を撤廃する方向で調整中
院内保育のさらなる質の向上にお役立てください！

事業のねらい

✓ **県内の病院内保育所の運営費を補助することで、県内病院内保育施設の運営の継続を目指す。**

【R6新規】看護業務等ICT導入支援事業費補助について

【趣旨・目的】

令和6年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、看護職員へのタスクシフトが推進されており、これまで以上に看護職員の業務負担が増加する見込みであるため、看護業務の効率化・省力化を図るためのICT導入支援に係る補助を行う

【事業概要】

補助対象	県内に所在する病院の開設者		
対象経費	スマートフォンで看護記録を音声入力できるシステム等、看護業務の改善に資するICT機器導入経費（スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器（Wi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要な機器を含む）の購入・設置費等）		
補助率	3 / 4	基準額	96千円 / 1床（上限300床（予定））

事業のねらい

- ✓ 看護職員の時間外労働は常態化しており、長時間労働の主な要因として、看護記録等の書類作成、看護職員や看護補助者等の人手不足が挙げられる。
- ✓ 補助施設における時間外労働の減（看護職員一人当たり1月の平均残業時間前年比20%減）と、将来的な本県における看護職員の離職率の低下を目指す。

【R6追加】令和6年度予算編成時に追加要求をした事業について

①医療機関食材料費高騰対応費	②勤務環境改善医師派遣等推進事業費補助※	③地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助※
<p>【目的】 食材料費の高騰に対して、病床を有する医療機関の負担を軽減するため食材料費高騰分を支援。 (国の診療報酬改定までの臨時的措置)</p> <p>【内容】 対象者 病院・有床診療所 対象期間 令和6年4月1日～同年5月31日(2か月分) 支援額 許可病床数 × 3,200円 (1,600円 × 2月) 1食あたり30円相当</p> <p>※申請及び支給スケジュール等については、調整中</p>	<p>【目的】 長時間労働の医療機関への医師派遣等を行う医療機関等への運営支援</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師派遣側※ 1名を上限 1医療機関@15,000千円(1名分) ○ 医師受入側 1医療機関@150千円 	<p>【目的】 最新の知見や技能又は高度な技能を習得できるような医師を育成する医療機関において、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めるための支援</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1医療機関当たり@50,000千円

**※②・③の事業は、特例水準の指定を受ける
予定の医療機関を支援対象医療機関に**

7. 今後のスケジュール

県保健医療計画推進会議(本日)において意見聴取の上、令和6年3月下旬を目途に国へ調査票を提出予定。その後のスケジュールは、例年以下のとおり。



説明は以上です。